

令和5年度第1回利府町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和5年4月25日(火) 午後2時から午後3時まで

2 開催場所 利府町役場 2階 第3会議室

3 出席者 (農業委員9名 推進委員5名) 計14名

会長	1番	渡邊賢
職務代理	2番	鈴木幸雄
委員	3番	鈴木孝男
委員	4番	伊藤英樹
委員	5番	郷家百合子
委員	6番	小林寅雄
委員	7番	桂嶋賢一
委員	8番	小幡康子
委員	9番	阿部富雄
推進委員	10番	庄司安伸
推進委員	11番	板橋秀之
推進委員	12番	鈴木政夫
推進委員	13番	鈴木ハマ子
推進委員	14番	赤間良一

農業委員会事務局職員

事務局長 高橋 活博

事務局 桜井 新也

佐藤 嘉恭

4 議事日程

日程第1 会議録署名委員の指名

日程第2 議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請書に対する許可決定について

日程第3 議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について

日程第4 議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

日程第5 協議第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて

日程第6 協議第2号 農業委員会事務の実施状況等の公表について

日程第7 報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について

5 会議の概要

事務局長が農業委員会総会の開会を告げ、会長から挨拶・報告事項を述べた。
会長が議長となり、議事日程について次のとおり行った。

議 長 　ただ今の出席委員は、農業委員 9 名、推進委員 5 名の計 14 名です。

議 長 　日程第 1 会議録署名委員の指名
会議録署名委員の指名を行います。8 番 小幡 康子 委員、9 番 阿部 富雄 委員をお願いします。

議 長 　日程第 2 「議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請書に対する許可決定について」を議題とします。
それでは、事務局から 2 ページ番号 1 の内容の説明をお願いします。

事務局 　2 ページ番号 1 の内容ですが、
本件の申請地は、神谷沢字新宮ケ崎 2 2 番 1 他 2 筆 地目 田 面積合計 4,427 m² 自作で、位置図は 3 ページに記載の箇所となっています。
申請事由は家族間譲与のため、権利内容は所有権移転となります。
審査基準については、農地法第 3 条第 2 項 1 号の全部効率利用と第 4 号の常時従事、第 5 号の下限面積、第 7 号の地域調和の各要件に該当しない旨、許可要件すべてを満たしています。

以上で説明を終わります。

議 長 　次に、現地確認等の結果について、
番号 1 は現地在神谷沢地区になりますので、10 番 庄司 安伸 委員から補足説明願います。

2 ページ番号 1

10 番 庄司 安伸 委員

現地は適正に管理されているので、特に問題は無い。

議 長 　事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 　質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第3「議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請書に対する意見決定について」を議題とします。

それでは、事務局から4ページ番号1の内容の説明をお願いします。

事務局 4ページ番号1の内容ですが、

申請地は、春日字硯沢57番 地目 田 面積1,524㎡、位置図は5ページに記載の箇所となっています。

転用事由は土砂の採取で、権利内容は売買による所有権移転です。

本件は令和5年4月7日に受理しております。

被害防除について、雨水については、洪水調整池（沈砂池）を設置し放流することとし、近隣に被害の無いようにするものです。なお、万が一被害を及ぼす場合は直ちに防除措置を講ずるものです。

審査基準については、事業者の資力及び信用、並びに周辺の営農条件に悪影響をあたえないので、基準を満たしております。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、

番号1は現地が春日地区になりますので、14番 赤間 良一 委員から補足説明願います。

4ページ番号1

14番 赤間 良一 委員

借人は春日地区の他の場所でも土砂採取を行っており、洪水対策もきちんとされており、近隣に梨畑があるが影響もなく、特に問題はない。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

議 長 次に、日程第4「議案第3号 農用地利用集積計画の決定について」を議題とします。

議 長 本件につきましては、8番 小幡康子 委員が関係する事案になりますので、農業委員会等に関する法律第31条の規定に基づき、議事参与の制限により、ここで退席していただきますのでご了承願います。では、8番 小幡康子 委員は退席願います。

《8番 小幡康子 委員 退席》

事務局から6ページ番号1について、内容の説明をお願いします。

事務局 6ページ番号1について、

申請地は、菅谷字下樋の口33番外1筆 地目 田 面積合計1,990㎡、位置図は7ページに記載の箇所となっています。

権利内容は、利用権設定の新規設定で、期間は令和5年5月1日から令和10年3月31日まで、借賃は玄米年30kg、年末持参払いとなっております。

審査基準については、農業経営基盤強化促進法第18条の農用地利用集積計画の作成等に係る要件並びに基準も十分満たしており、また、借人については、農業機械を所有し、実際に営農活動をしており、農地を耕作している実績があるため、基準を満たしております。

以上で、説明を終わります。

議 長 次に、現地確認等の結果について、

番号1の現地が菅谷地区になりますので、私（渡邊会長）から補足説明願います。

6ページ番号1

1番 渡邊 賢 会長

経営規模拡大のためであり、現地は適正に管理されており特に問題はない。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 質疑がありませんので、これより採決を行います。本案件について、原案通り許可・決定することに賛成の農業委員の方は挙手願います。

全員が賛成でございますので本案は原案通り決定します。

審議が終了しましたので、8番 小幡康子 委員の入室を許可します。

《8番 小幡康子 委員 入室》

議 長 次に日程第5「協議第1号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて」を議題とします。

事務局から8ページの内容の説明をお願いします。

事務局 8 ページ「協議第 1 号 農業経営基盤の強化の促進に関する基本構想の見直しについて」、ご説明させていただきます。

総会の開催通知に同封しておりました資料に基づきまして、ご説明させていただきます。

「1 基本構想」についてでございますが、町基本構想は、基盤法第 6 条第 1 項の規定に基づき定めているところであり、認定農業者や新規認定就農者などの育成を図る場合において、その目標とすべき農業経営の指標や農地集積の目標などを定めているものでございます。

町基本構想は、平成 7 年に策定しており、直近では、昨年 4 月に改正を行っております。

「2 見直しの根拠」についてですが、令和 4 年 5 月に基盤法の一部を改正する法律が成立したことから、この法改正に合わせて県の基本方針の見直しを行っております。

町基本構想は、県の基本方針に即して作成する必要があることから、今回、見直しを行うものであります。

「3 改正の内容」でございますが、基盤法の第 6 条第 2 項において、基本構想で定めるべき事項が規定されており、今回の法改正で新たに追加された項目について、町基本構想における所要の改正を行うものであります。

見直しの根拠である改正基盤法の主な内容についてですが、法改正の背景としまして、農業者の減少の加速化が見込まれる中、生産の効率化やスマート農業の展開等を通じた農業の成長産業化に向け、分散錯圃の状況を解消し、農地の集約化等を進めるとともに、人の確保・育成を図る措置を講ずることが必要であることから、法改正に至ったものであります。

法改正の概要ですが、大きく分けて 3 つの項目に分かれており

1 つ目は、「地域計画の策定」であります。

地域計画は地域の将来の農業の在り方、将来の農地の効率的かつ総合的な利用に関する目標について、目標地図などを作成する計画であります。

これは、昨年 3 月に実質化を行いました「人・農地プラン」が法定化されたことに伴いまして、人・農地プランが、地域計画という名称に変わり、法的に策定が義務付けられたものであります。

そのため、今回の町基本構想の改正において、人・農地プランと記載があった部分を地域計画に修正しており、地域計画の協議の場の設置や、計画の進捗管理などについて、所要の改正を行うものです。

2 つ目は、「農地の集約化」であります。

要点としては、地域計画の達成に向けて、農地中間管理事業の更なる活用により、農地の集約化や賃借等を促進していくといった内容となっております。

そのため、町基本構想におきましても、農地中間管理事業を担う農地中間管理機構が、新規就農者に対して、農地の相談対応や情報提供、あっせん等に関するサポート、地域計画策定に係るサポートなどを行うことに関して、所要の改正を行うものです。

最後に3つ目は、「人の確保・育成」であります。

これは、都道府県が、農業を担う者の確保・育成に関する方針を策定し、農業経営・就農支援を行う体制を整備することが定められたものであります。

そのため、町基本構想においても、農業を担う者である認定農業者や認定新規就農者に対する各種支援制度の活用、相談対応等について、関係機関と連携して取り組んでいくこととしています。

また、新たに農業を営もうとする青年等の就農を促進するため、就農情報の提供や、青年等就農計画の認定・フォローアップ、認定農業者への移行に向けた経営発展のための支援を行うことなどについて、所要の改正を行うものです。

なお、町基本構想は、農林水産省で作成した農業経営基盤強化促進法の基本要綱に記載されている、基本構想の記載例や県の基本方針を参考として、作成したのになります。

今回改正した箇所が分かるよう、新旧対照表を作成、配布しておりましたので、ご覧いただければと思います。

「4 今後のスケジュール」についてですが、

5月中旬に宮城県に中間案の提出を行い、内容確認、修正等を行った後、7月中旬に最終案の提出を行います。

そして、9月下旬に最終案の公告を行い、全ての手続が完了ということになります。

以上で説明を終わります。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
ご質問・ご意見等がないようです。
協議案件でございますので、承認いたします。

議 長 次に日程第6「協議第2号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」を議題とします。

事務局から9ページから12ページの内容の説明をお願いします。

事務局 9 ページ「協議第 2 号 農業委員会事務の実施状況等の公表について」でござ
います。

令和 5 年度の農地等の利用の最適化の推進の状況その他農業委員会における事務の実施のため、「令和 5 年度最適化活動の目標の設定等（案）」について協議し、当案の承認が得られた場合は、農業委員会等に関する法律第 37 条、農業委員会等に関する法律施行規則第 15 条及び平成 28 年 3 月 4 日付け 27 経営第 2933 号農林水産省経営局農地政策課長通知「農業委員会事務の実施状況等の公表について」により利府町ホームページで公表するものとされております。

令和 5 年度最適化活動の目標の設定等ということですが、こちらの内容についてですが、農業委員会の最適化活動の目標の設定、活動の記録・点検、調査の実施、その他の結果について公表するということになっております。

考え方ですが、推進委員等が実施する最適化活動は、農地の出し手及び受け手の意思の把握、把握した意向を踏まえた農地のあっせん、農地の定期的な見回りなど多岐に渡り行います。農業者の減少や高齢化が進む中、農業委員会は最適化活動を実施することが重要となっており、その透明性を確保する必要があるということを示されておまして、令和 4 年度から毎年度、最適化活動の目標を設定し、最適化活動の実施状況及び目標の達成状況について、点検、公表し、法律第 37 条の規定により、その結果を公表するということを示されております。

10 ページお開き下さい。1 か所訂正がございまして、1 番の右側、農地地用最適化推進委員の担当区域数ですが、6 地区ではなく 5 地区に訂正をお願いします。こちらの目標ですが、Ⅱ最適化活動の目標（1）農地の集積ですが、現状としまして、農地の集積状況ですが、町内で 367 ha、集積率は 11.7%となっております。

令和 5 年度の目標につきましては、4 ha 増の集積面積を 47 ha として目標を定め、12.8%の集積率に上げていきたいと考えております。

令和 12 年度までに 50%の集積をするということで定めております。

（2）遊休農地の解消ということで、現状 21 ha ございまして、そのうちの緑区分の遊休農地面積が 14 ha ございます。それで今年の目標としまして、14 ha のうち 2.8 ha を通常の農地に戻していくということで、目標を定めております。

次は 12 ページをご覧ください。（3）新規参入の状況としまして、令和 4 年度に 2 経営体、0.4 ha の新規経営体が入っております。

目標ということで定めているのは、新規参入者を見込んで 0.5 ha とし、新たな農業者の参入を目標としております。

次に 2 最適化活動の活動目標ということで、推進委員等の活動目標になりますけれども、月 5 日程度、何かしらの活動をお願いしたいということで目標を定めております。

（2）活動強化月間ということで、今年の 9 月から来年 1 月までパトロールや緑

区分遊休農地の解消に向けた方策の活動を実施していただきたいと目標を定めております。

(3) 新規参入相談会への参加目標ということで、こちらはまだ相談会は開催してないのですが、1回ということで目標を定めています。こちらの内容についてですが、新規就農者を希望する方向けに開催を予定しているものでございます。

以上で説明を終わります。

議長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

2番 鈴木 幸雄 職務代理者

鈴木(幸) 委員 それで我々は具体的にどのような活動をしたらいいのか。

事務局 特に推進委員さんはですが、5地区分かれているところを農地が荒れないように活動をして欲しい。例えば、利用権設定を結んでもらうとか。あと、新規就農をしたいという方がいれば、その方に農地のあっせんをすとか、農地が荒れないような形で活動をしていただきたい。

議長 その他ございますか。

鈴木(ハ) 委員 新規就農ですが、地域おこし協力隊の募集はしているのか。

事務局 今年度は4月13日から募集はしているのですが、まだ応募は来ていない状況です。ただ、おひとりから問い合わせが来てまして、順調にいけば一人確保できるかもしれない状況です。あとは、農業大学校に通って就農したいという方もいまして、今1名います。それと今農業法人にお勤めの方で、独立をしたいという方がいて農地をお求めの方が1名いらっしゃいます。

鈴木(ハ) 委員 そういう方達でもやる気があれば、ぜひサポートして欲しい。

事務局 そうですね。農地の確保については委員の方々に相談する場合もあるのでよろしく願います。

鈴木(政) 委員 目標の数値は実現可能なのか、それから数値の根拠は。

事務局 この目標は昨年も作成しておりまして、ある程度目標が達成されているというのが実情でありまして、遊休農地については、例えば昨年から集積面積が3.7haから4.3haと6ha増えている状況から、4haということで設定をしています。

相談会等はまだやってないのですが、直接農業委員さんの方をお願いをして、新規就農の相談をしてもらったことがあったことから、1回程度はできるのではないかとということで目標を設定しています。なので、ある程度目標は達成できるものなのかなと思っています。

議長 その他、ご質問・ご意見等ございませんか。
ご質問・ご意見等がないようです。
協議案件でございますので、承認いたします。

議長 次に、日程第7「報告第1号 農地法第5条第1項第7号の規定による届出に対する受理について」を議題とします。

事務局から13ページ番号1から15ページ番号2までについて、内容の説明をお願いします。

事務局 13ページ番号1について、

届出地が神谷沢字館ノ内48番3 地目 畑 面積 398㎡ 自作 農地区分は3種農地で位置図は14ページのとおりです。

転用事由は残土置場で権利内容は賃借権設定です。

本件は令和5年3月17日に受理しております。

被害防除については、雨水は自然透過とし、境界より50センチ離して盛土を行うものです。

次に15ページ番号2について、

届出地は赤沼字明ヶ沢1番地1 外17筆 地目 田、畑 合計面積27,118.7㎡ 自作 農地区分は3種農地で位置図は17ページのとおりです。

転用事由は事務所建設で権利内容は売買による所有権移転です。

本件は令和5年3月20日に受理しております。

被害防除については、農業用排水から取水、排水はなく、舗装整地するため土砂の流出もない。また雨水は計画地に隣接する既存側溝に放流するものです。

審査基準については、届出の審査要件であります、市街化区域内の農地であることと、届出書の法定記載事項が記載され、添付書類等が具備しておりましたので、受理しております。

以上で説明を終わります。

議 長 次に、現地確認調査等の結果について、
番号1の現地は神谷沢地区になりますので 10番 庄司 安伸 委員
番号2の現地は赤沼地区になりますので 7番 桂嶋 賢一 委員から補足説明願います。

13ページ番号1

10番 庄司 安伸 委員 金沢地区造成に伴う残土置場である、適正に管理されていることから、特に問題は無い。

15ページ番号1

7番 桂嶋 賢一 委員 明ヶ沢地区の区画整理事業が進められており、ほとんどが休耕田であり、区画整理で調整池も作られることから問題は無い。

議 長 事務局・担当委員の内容の説明が終了しましたので、これより質疑を行います。発言のある方は挙手願います。

議 長 ご質問・ご意見等がないようです。報告案件でございますので、ご了承いただきます。

議 長 (1)履行確認について、担当委員を割り当てます。

2ページ番号1と13ページ番号1については、10番 庄司 安伸 委員、

4ページ番号1については 14番 赤間 良一 委員、

15ページ番号2については、7番 桂嶋 賢一 委員が履行確認をお願いします。

議 長 次に、18ページから22ページまでの、転用事業の履行確認の状況について委員の皆さんよりご報告をお願いいたします。

赤間 良一	委員	1100番	初期確認報告
桂嶋 賢一	委員	1084番	初期確認報告
渡邊 賢	委員	1072番	完了報告
		1079番	初期確認報告
鈴木 孝男	委員	1099番	完了報告

鈴木 幸雄 委員 985番 完了報告
1037番 完了報告
1052番 完了報告
1080番 完了報告
1086番～
1094番 完了報告

議 長 他にございませんか。なければ、履行確認についてを終了します。

議 長 次に（２）次回の総会について、事務局から説明をお願いします。

局 長 次回の総会の日程につきましては、令和５年５月２５日（木）午後２時から役場１階の町民交流館 研修室１で開催となりますのでよろしくお願いします。

議 長 それでは、今回は令和５年５月２５日（木）午後２時から役場１階の町民交流館 研修室１で開催いたしますので、御参集願います。

議 長 他に委員の皆さんから意見などございませんか。
事務局からはありますか。

議 長 他にないようですので、その他を終了します。
これで議長の任を終わらせていただきます。

局 長 ありがとうございました。

局 長 以上をもちまして、第１回農業委員会総会を閉会いたします。

この審議は、書記が記載したもので内容が正確であり署名する。

令和５年 ５月 25日

8 番委員 小幡 康子 

9 番委員 阿部 昌雄 

O

O

2015